

財務省告示第八十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十七年二月二十一日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十七年三月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記 利付国庫債券（二年）（第二百二 十九回）
二	発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	の条項及びそ 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けけるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け
四	発行方法 五 百 三 十 四 億 百 三 十 四 万 円
五	発行額 五 百 三 十 四 億 百 三 十 四 万 円
六	払込金額 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
七	最低額面金額 額面金額で百三十四億円
八	振替単位 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
九	発行行 平成十七年二月二十一日
十	発行価格 額面金額百円につき百円一銭
十一	発行利率 年〇・一パーセント
十二	経過利率 年金資金運用基金理事長は、払

の払込み
 込金額に加え、次の算式により
 算出した金額を第十八号に規定
 する期日に払い込むものとす
 る。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{365}$$

十三 初期利子
 平成十七年八月二十日を支払期
 とし、次の算式により算出した
 金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う。以下、
 次の号及び第十五号において規定
 する期日について同じ。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期利子
 毎年の二月二十日及び八月二十日
 を支払期とし、各支払期におい
 て、その日以前六箇月に属する
 利子を支払う。
 平成十九年二月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 平成十七年二月二十一日
 十八 払込期日
 十七 払場所
 十六 償還金額
 十五 償還期限
 十 元利支